

(8)介護予防・生活支援サービス事業（事業対象者、要支援1・2の認定を受けた方へのサービス）

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 介護予防訪問サービス

ホームヘルパーが家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行います。

要支援等状態区分	1週あたりの利用時間	利用料（介護費用の1割）		
		介護予防型	生活援助特化型	併用型
要支援2	1週 120分超	1,032円／週	784円／週	908円／週
要支援2・要支援1 事業対象者	1週 60分超 120分以下	651円／週	494円／週	573円／週
	1週 60分以下	326円／週	248円／週	287円／週

※生活援助特化型とは、川崎市が指定した研修機関で研修を修了したヘルパー（かわさき暮らしサポート）によるサービス提供を行った場合の金額です。

※併用型とは、1週の範囲内で、介護予防型と生活援助特化型の両方を利用した場合の金額です。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

※1日60分超を利用する場合は、別途費用がかかる場合がありますので各事業所にお問い合わせください。

② 介護予防通所サービス

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います。

要支援等状態区分	入浴の有無	利用料（介護費用の1割）	
		月9回～10回 (月額)	月1回～8回まで (1回あたりの金額)
要支援2	入浴あり	4,158円／月	416円／月
	入浴なし	3,729円／月	373円／月
要支援等状態区分	入浴の有無	利用料（介護費用の1割）	
		月5回 (月額)	月1回～4回まで (1回あたりの金額)
要支援1 事業対象者	入浴あり	2,034円／月	407円／月
	入浴なし	1,820円／月	364円／月

※食費や日用品費等別途費用がかかる場合がありますので各事業所にお問い合わせください。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 介護予防短時間通所サービス

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を短時間で行います。

要支援等状態区分	入浴の有無	利用料（介護費用の1割）
		月1回～月10回 (1回あたりの金額)
要支援2	入浴あり	339円／回
	入浴なし	286円／回
要支援等状態区分	入浴の有無	利用料（介護費用の1割）
		月1回～月5回 (1回あたりの金額)
要支援1 事業対象者	入浴あり	333円／回
	入浴なし	279円／回

※食費や日用品費等別途費用がかかる場合がありますので各事業所にお問い合わせください。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

※利用時間は事業所によって異なりますので、各事業所にお問い合わせください。

④ 介護予防ケアマネジメント【介護予防ケアプラン作成費等】

サービスを利用する際に、地域包括支援センター等が介護予防ケアプランの作成および各サービス事業所と連絡・調整等を行います。

類型	事業費額	利用者負担
介護予防ケアマネジメント	4,915円	利用者の方の負担はありません。

介護サービス情報の公表について

【介護サービス情報公表システム】(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)

知りたい地域の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。ぜひ有効にご活用ください。

スマホ、PCでカンタン検索!
 

かわさき健幸福寿プロジェクトについて

●かわさき健幸福寿プロジェクトとは

介護が必要になってもご自身の「したい」「やりたい」を実現するため、介護を必要とする方と市内の介護サービス事業所が一緒になって、要介護度等の改善や維持に取り組んでいただきます。

7月1日から翌年6月30日までの1年を1サイクルとして評価を行い、要介護度が改善するなど、一定の成果を上げた介護サービス事業所には、市長からの表彰や報奨金等のインセンティブを付与することで、介護サービスの質の向上を促します。

参加していただいた方には、参加の証（あかし）等の記念品をお渡しします。



●プロジェクトの効果

[プロジェクトの結果] 要介護度の「改善・維持」	[全国平均との比較] 要介護度の「軽度化」				
<p>このプロジェクトに参加された方のうち、約2割の方の要介護度が「改善」しました。さらに、<u>4割以上の方が、参加していない人よりも要介護度を「維持」する期間が長くなっています。</u></p> <p>改善・維持 約60%</p> <p>改善17.5%</p> <p>維持43.1%</p> <p>悪化せず、一定期間以上維持できることもすばらしいこと！</p> <p>改善・維持以外39.3%</p>	<p>このプロジェクトに参加された方は、全国平均よりも、<u>介護度が軽くなる人が多く、重くなる人は、少なくなっています。</u></p> <p>介護度が軽くなった人の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>かわさき健幸福寿プロジェクト参加者</td> <td>20.1%</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>8.6%</td> </tr> </table> <p>2倍以上</p> <p>※厚生労働省公表の介護給付費実態調査結果と同じ方法で集計し、全国平均の軽度化率を比較</p>	かわさき健幸福寿プロジェクト参加者	20.1%	全国平均	8.6%
かわさき健幸福寿プロジェクト参加者	20.1%				
全国平均	8.6%				

※新型コロナウイルス感染症の流行による要介護認定の有効期間延長措置の影響を考慮し、第4期（実施期間：令和元年7月～令和2年6月）に参加された方の結果を使用しています。

●参加要件

要介護1～5の認定を受けている方で川崎市の介護保険被保険者証をお持ちの方

●参加方法

担当のケアマネジャーまたは施設等の介護職員にご相談ください。

※参加申込は、介護サービス事業所の方に行っていただきます。

参加申込の受付期間は4月から12月までとなります。

●お問い合わせ 高齢者事業推進課 ☎200-2454



かわさき健幸福寿プロジェクト
ホームページはこちらから→

利用料の減免制度等

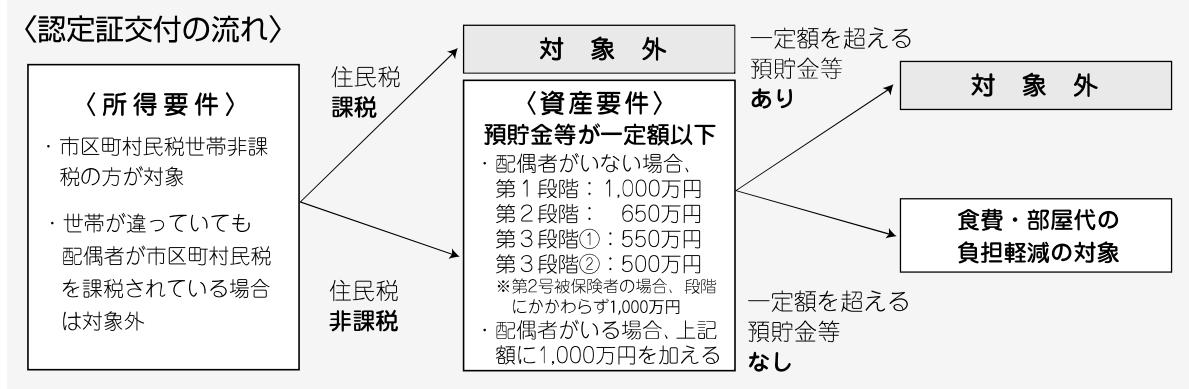
①災害等の特別の事情があるとき

条件	減免内容
1. 利用者や生計維持者が、災害等で財産に著しい損害を受けたとき	災害損失 利用者負担 0円
2. 生計維持者が、死亡、長期入院、失業等で収入が著しく減少したとき	所得減少 利用者負担 3%

②食費・居住費の軽減制度

介護保険施設のサービスを利用する際、食費や居住費（部屋代）については、施設と利用者との契約によって決まりますが、収入等が少ない方については負担が重くならないように軽減制度が設けられています（特定入所者介護サービス費）。軽減制度を受けるには区役所・地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。介護保険施設に「介護保険負担限度額認定証」を提示することにより食費や居住費（部屋代）が軽減され負担限度額で利用することができます。詳しくは〈利用者負担段階と負担限度額〉を参照ください。

- 〈対象となる介護サービス〉
- ・介護老人福祉施設（地域密着型含む）
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護医療院
 - ・短期入所生活介護（介護予防含む）
 - ・短期入所療養介護（介護予防含む）



〈利用者負担段階と負担限度額〉

※令和6年8月1日以降

利用者負担段階	対象者	負担限度額（日額）		
		部屋代		食費
第1段階	・市区町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されていて、預貯金等が一定額以下の方 ・生活保護等を受給されている方	多床室	0円	300円
		従来型個室 (特養等)	380円	
		従来型個室 (老健・医療院等)	550円	
		ユニット型個室の多床室	550円	
		ユニット型個室	880円	
第2段階	・市区町村民税世帯非課税でその他の合計所得金額特別控除後と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下で、預貯金等が一定額以下の方	多床室	430円	390円
		従来型個室 (特養等)	480円	
		従来型個室 (老健・医療院等)	550円	
		ユニット型個室の多床室	550円	
		ユニット型個室	880円	
第3段階①	・市区町村民税世帯非課税で、その他の合計所得金額特別控除後と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下で、預貯金等が一定額以下の方	多床室	430円	650円
		従来型個室 (特養等)	880円	
		従来型個室 (老健・医療院等)	1,370円	
		ユニット型個室の多床室	1,370円	
		ユニット型個室	1,370円	
第3段階②	・市区町村民税世帯非課税で、その他の合計所得金額特別控除後と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超で、預貯金等が一定額以下の方	多床室	430円	1,360円
		従来型個室 (特養等)	880円	
		従来型個室 (老健・医療院等)	1,370円	
		ユニット型個室の多床室	1,370円	
		ユニット型個室	1,370円	
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし		

食費・居住費の特例減額措置

2人以上の世帯（※1）において、介護保険施設に入所して食費・居住費（部屋代）を負担した結果、次に該当した場合には、市区町村民税が課税世帯であっても申請により負担限度額が第3段階②に軽減されます。

条件	内容
次の要件すべてに該当する方 ① 第4段階の食費・居住費の負担をしていること ② 世帯（※1）の年間収入（※2）から施設の利用者負担（自己負担、食費、居住費の年間見込額）を除いた額が80万円以下であること ③ 世帯（※1）の預貯金等の合計額が450万円以下であること ④ 日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産がないこと ⑤ 介護保険料を滞納していないこと	左の要件の②に該当しなくなるまで、食費もしくは居住費またはその両方について、負担限度額第3段階②の負担限度額を適用します。

※1 世帯 … 本人が属する住民基本台帳上の世帯（配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。）

※2 年間収入 … 公的年金等の収入額+合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）

③高額介護（介護予防）サービス費の支給

1か月の利用者負担が一定の上限額を越えるときは、支給対象となった旨をお知らせする通知をお送りします。その通知が届きましたら、区役所・地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口へ申請いただき、高額介護（介護予防）サービス費の支給を受けることができます。ただし、利用者負担のうち福祉用具購入費や住宅改修費、施設での食費・居住費や日常生活費、保険給付外のサービス（全額自己負担で利用した介護サービスなど）については高額介護（介護予防）サービス費の対象とはなりません。

〈高額介護サービス費の自己負担上限額〉

区分	負担の上限（月額）
課税所得 690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
課税所得 380万円（年収約770万円）～ 課税所得 690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
市町村民税課税～ 課税所得 380万円（年収約770万円未満）	44,400円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
前年の公的年金等収入金額+その他の 合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人） 15,000円（世帯）

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

④高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険のそれぞれに自己負担額がある世帯を対象として、世帯自己負担額の総額が次の表を超える場合に、申請に基づき超過分の金額が「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」として支給されます。

高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給対象となる方には、申請をお知らせする通知をお送りします。その通知が届きましたら、毎年7月31日時点でご加入の医療保険担当窓口で申請してください。

※対象となる利用者負担額は毎年8月～翌年の7月までの1年間に支払った医療保険・介護保険の自己負担額（一部負担金）の合計です。

●70歳未満の方の世帯（国保・健康保険など+介護保険）

所得区分	基準額
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
低所得者	34万円

※ 所得区分については、加入の医療保険の組合等へご確認ください。

●70歳以上の方の世帯

所得区分	後期高齢者医療制度 (長寿医療制度) + 介護保険	国保・健康保険など + 介護保険 (70歳～74歳の方の世帯)
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
課税所得145万円未満	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円

※ 低所得者Ⅱ 世帯全員が市区町村民税非課税の人

※ 低所得者Ⅰ 世帯全員が市区町村民税非課税で、その世帯員の各所得が必要経費・控除額を差し引いたときに0円になる人

⑤要介護旧措置入所者の施設サービス利用者負担減免制度

介護保険制度施行（平成12（2000）年4月1日）前から特別養護老人ホームに入所されている方については、利用者負担の激変緩和措置として介護保険制度施行前の費用徴収額を基本的に上回らないよう、利用者負担と食費・居住費の減免制度が設けられています。

⑥ホームヘルプサービス利用者負担軽減制度

障害者施策によるホームヘルプサービスを利用している方で、次に該当し、利用料の負担が困難な方について、利用者負担が軽減されます。

条件	軽減内容
次の要件すべてに該当する方 ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている方 ②平成18（2006）年4月1日以降に次のいずれかに該当する方 ア 65歳になる以前におおむね1年間障害者施策によるホームヘルプサービスを利用しており、65歳になったことによって介護保険の対象となった方 イ 第2号被保険者として要支援・要介護認定を受けた方	0%（全額免除）

⑦社会福祉法人による利用者負担の軽減制度

社会福祉法人が提供する介護サービスを利用している方で、次のいずれかに該当し、利用料の負担が困難な方について、利用者負担が軽減されます。

条件	軽減内容
a. 次の要件すべてに該当する方 ①介護保険料を滞納していないこと ②市区町村民税世帯非課税であること ③年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ④預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ⑤活用できる資産がないこと ⑥負担能力のある親族等に扶養されていないこと	・1割負担額の25% (老齢福祉年金を受給している方は50%) ・食費・居住費（滞在費・宿泊費）の25% (老齢福祉年金を受給している方は50%)
b. 生活保護受給者	・個室居住費（宿泊費）の全額
c. 次の要件すべてに該当する方 ①介護保険料を滞納していないこと ②市区町村民税世帯非課税であること ③収入が少なく生活が著しく困難な方 (46ページの「⑧収入が少なく生活が著しく困難な方に対する利用料減免」の要件と同様です。)	・1割負担額の50% ・食費・居住費（滞在費・宿泊費）の50%

※ただし、市区町村民税世帯非課税でその他の合計所得金額特別控除後及び公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護老人福祉施設、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、地域密着型介護老人福祉施設を利用している場合は、高額介護サービス費等の自己負担上限額が適用となるため1割負担額については対象となりません。

⑧収入が少なく生活が著しく困難な方に対する利用料減免

⇒ 原則として、1か月の利用料の半額を助成します。

【確認させていただく書類】

世帯全員の収入、資産の分かるもの（例）年金支払通知書・預貯金通帳等

条件
<p>次の要件すべてに該当する方</p> <p>①介護保険のサービスを受けている方の属する世帯の実収入見込額が、生活保護法に規定する基準生活費（第1類、第2類及び障害者加算を合算した額）に満たないこと。（法改正や世帯員数、年齢等によって異なります。）</p> <p>（例1）75歳単身世帯の場合……月収入がおおむね7万3千円以下 （例2）72歳と75歳の夫婦2人世帯の場合……月収入がおおむね11万7千円以下</p> <p>②世帯全員の預貯金や有価証券の保有について、世帯の高齢者が一人の場合300万円、1人増すごとに150万円を加算した額を超えないこと。</p> <p>③活用できる資産がないこと。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</p>

⑨認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の利用者負担の軽減制度

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用している方で、次のいずれかに該当し、利用料の負担が困難な方について、利用者負担が軽減されます。

条件	軽減内容
<p>a. 次の要件すべてに該当する方</p> <p>①介護保険料を滞納していないこと ②市区町村民税世帯非課税であること ③生活保護世帯等でないこと ④年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ⑤預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ⑥活用できる資産がないこと ⑦負担能力のある親族等に扶養されていないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃、食費、光熱水費を対象に月3万円 <p>※月3万円未満の場合は、実際に掛かった費用まで軽減する。</p>
<p>b. 次の要件すべてに該当する方</p> <p>①介護保険料を滞納していないこと ②市区町村民税世帯非課税であること ③収入が少なく生活が著しく困難な方 （このページの「⑧収入が少なく生活が著しく困難な方に対する利用料減免」の要件と同様です。）</p>	

※生活保護受給者及び中国残留邦人等の支援給付を受けている方は対象外

交通事故等(第三者行為)による介護保険サービスの利用について

交通事故などの第三者行為が原因で介護保険サービスを利用する場合は、保険者（川崎市）への届出が義務づけられています。

交通事故等で介護保険サービスを利用する方は必ず、区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口に届出してください。

苦情や不服の申立てと審査

●認定・サービスに対する苦情・相談

要介護・要支援認定の決定に疑問等がある場合は、区役所・地区健康福祉ステーション介護認定担当窓口にご相談ください。

介護保険サービスの内容に不服がある場合は、サービスを提供した事業者に直接申し立てることができるほか、介護サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援専門員（ケアマネジャー）が相談に応じます。また、地域包括支援センター等の身近な窓口や区役所・地区健康福祉ステーション介護給付担当窓口、国民健康保険団体連合会でも苦情や相談に応じます。

●不服申立て・審査

要介護（要支援）認定や保険給付などに係る不服がある場合は、神奈川県に設置されている第三者機関「介護保険審査会」に不服申立てを行うことができます。

●お問い合わせ　区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口(8ページ)
地域包括支援センター(9・10ページ)
神奈川県国民健康保険団体連合会 ☎045-329-3447

マイナンバー制度開始に伴う本人確認にご協力ください

介護保険制度ご利用にあたって、介護保険の各種届出、申請には、原則としてマイナンバー（個人番号）を記載する必要があります。

